

日本摂食嚥下リハビリテーション学会利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、日本摂食嚥下リハビリテーション学会（以下、「本学会」という。）定款第5条に規定する事業を行う際に生じるおそれのある利益相反（conflict of interest: COI）の弊害に適切に対応するため、利益相反関係の透明性を確保するとともに、その適切な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学会において活動する、以下の各号に示す個人に対し適用する。

- (1) 会員
- (2) 本学会で発表・講演する者
- (3) 本学会誌に投稿する者
- (4) 事務所職員

(利益相反の定義)

第3条 利益相反とは、産学連携活動等における私的経済的利益関係によって、本学会における公的活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる恐れのある事態をいう。

2 本規程において、「産学連携活動における私的経済的利益関係等」とは、本学会以外の企業・法人組織、営利を目的とする団体から以下の各号のいずれかを受け取ることをいう。

- (1) 役員、社員としての報酬
- (2) 株式等による利益
- (3) 特許権使用料
- (4) 講演料
- (5) 原稿料
- (6) 受託研究費、研究助成金、依頼試験料、実験器具等の物品
- (7) 奨学（奨励）寄付金
- (8) 企業等が提供する寄付講座への所属
- (9) 旅費、贈答品など

(責務)

第4条 本学会理事長は、利益相反に関連する規定を周知する。

2 本学会理事長、副理事長、理事、監事、並びに学術大会会長は、就任時及び任期中毎年 COI 状態について、自己申告しなければならない（様式1）。

3 本学会が行う学術大会等において発表・講演する者は、研究活動にかかる COI 状態について開示しなければならない。

4 本学会の学術雑誌に投稿する者は、研究実施にかかる COI 状態について、論文投稿時に自己申告すると共に（様式2）、論文に開示しなければならない。

5 第6条に規定する利益相反マネジメント委員会は、利益相反の存在に関する審査を行うことができる（様式3）。

(利益相反の自己申告基準)

第5条 以下の各号に開示すべき自己申告が必要となる事項及び金額を定める。

- (1) 第3条第2項第1号から第3号、第6号及び第7号については、同一営利組織からの受領額が年間100万円を超える場合
- (2) 第3条第2項第4号及び第5号については、同一営利組織からの受領額が年間50万円を超える場合
- (3) 第3条第2項第9号については、同一営利組織からの受領額が年間10万円を超える場合

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 利益相反関係の透明性の確保と適切な管理を確保するため、利益相反マネジメント委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は次の委員をもって組織し、6名のうち2名以上は非会員とし、男女両性で構成する。ただし、委員会が必要と認めるとき、適任者を出席させることができる。

- (1) COI担当理事1名
- (2) 医学・医療分野の有識者3名
- (3) 法律等人文・社会科学分野の有識者1名
- (4) 一般社会の意見を反映できる人1名

3 委員長はCOI担当理事が務め、副委員長を指名する。

4 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 提出のあった自己申告書に基づく研究活動における利益相反の存在
- (2) 自己申告書に基づく本学会役員における利益相反の存在
- (3) その他利益相反の透明性の確保と適切な管理に必要な事項

5 委員会は、審査結果を速やかに申告者へ通知あるいは勧告しなければならない(様式4)。

- (1) 研究活動における利益相反には該当しないことの承認
- (2) 利益相反を生じるおそれのある関係の遮断に関する勧告

6 委員会委員は、職務上知りえた秘密の情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。